

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、性的指向及び性自認に関わらず、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみでない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市の区域内に住所を有していること。
- (3) 双方が、現に婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の立会いの下で、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (2) 戸籍抄本その他現に婚姻していないことを証明する書類（発行後3か月以内のものに限る。）

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類
（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を、宣

誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、受領証等を再交付することができる。

(受領証等の返還等)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者の一方又は双方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難と市長が認める場合は、受領証等の添付を要しない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する

3 第1項各号のいずれかに該当する宣誓は、当然に無効とする。

(周知啓発)

第9条 市長は、この要綱の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次項の規定

は、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 宣誓日などの調整その他必要な行為については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書

（宛先）向日市長

私たちは、向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ

（通称名 _____）

住 所 _____

（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ

（通称名 _____）

住 所 _____

（代筆者）

氏名 _____

（代筆者）

氏名 _____

注）宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名を記入してください。

様式第1号（第4条関係）

（裏面）

宣誓に関する確認書

私たちは、向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓をするに当たり、以下の内容を確認しました。

氏名 _____ 氏名 _____

確認事項（お互いに確認したことは、□に✓を付けてください。）		
要綱 第2条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二者の間の関係であること。	<input type="checkbox"/>
要綱 第3条 第3号	（独身等であること） 双方が、現に婚姻しておらず、かつ、宣誓をしようとする相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。	<input type="checkbox"/>
要綱 第3条 第4号	（近親者などでないこと） 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。	<input type="checkbox"/>
要綱 第8条	（受領証等の返還） 以下の事由に該当するときは、受領証等を返還すること。 (1)パートナーシップが解消されたとき。 (2)双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。 (3)その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。	<input type="checkbox"/>

【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 運転免許証
	<input type="checkbox"/> その他（	）	



第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

（氏名又は通称名）

_____ 様 _____ 様
（生年月日： 年 月 日） （生年月日： 年 月 日）

（宣誓日） _____

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援いたします。

向日市長



この受領証の提示を受けられた方へ

向日市は、一人ひとりの人権が尊重され、性的指向及び性自認に関わらず、多様な生き方を認め合い、誰もがいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓制度の運用を行っております。

この制度は、一方又は双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市から受領証を交付するものです。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、向日市として、この制度の導入により、市民や事業者のみなさまへ、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、お二人が、生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向及び性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】



【緊急連絡先】（自由記載）

備考

- 1 表面の背景には適宜意匠を加えるものとする。
- 2 特記事項欄には、通称名を使用している場合の戸籍上の氏名、再交付した場合の交付年月日を記載する。

様式第3号（第6条関係）

（表面）

 パートナーシップ宣誓書受領証カード	
向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
_____ （ 年 月 日生）	_____ （ 年 月 日生）
	年 月 日 第 号
	向日市長 

（裏面）

この受領証カードの提示を受け取られた方へ
この制度は、向日市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合 うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様を理解 と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につな がるよう取り組むものです。
婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨 をご理解くださいますようお願いいたします。
【特記事項】
【緊急連絡先】（自由記載）

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 3 特記事項欄には、通称名を使用している場合の戸籍上の氏名、再交付をした場合の
交付年月日を記載する。

様式第4号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

（宛先）向日市長

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定に基づき、
パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

（宣誓者）

氏名		
（通称名の場合） 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	

（再交付申請者（宣誓者のいずれかに限る。）※1）

氏名	
住所	

※1 要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

（再交付を求めるもの※2）（該当する□に✓を付ける。）

種類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証カード
再交付が必要な理由※3	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 改姓・改名※4

※2 再交付は、紛失等のやむを得ない場合に限ります。

※3 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等を返還してください。

※4 改姓・改名が確認できる書類を添付してください。

【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--------	--

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

（宛先）向日市長

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、
パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年 月 日

氏名		
（通称名の場合） 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	

（返還者（宣誓者の一方又は双方に限る。）※）

氏名		
住所		

※ 要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

（返還理由等）（該当する□に✓を付ける。）

返 還 理 由	<input type="checkbox"/> パートナーシップの解消	
	<input type="checkbox"/> 双方の本市区域外転出	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
紛失したため 返還できない者	（氏名）	（氏名）

【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		